

愛知工科大学／愛知工科大学自動車短期大学

研究倫理ガイド



研究活動に従事するすべての人へ

研究倫理委員会

研究者の責務

研究者は本学が定めた行動基準(規程、ガイドライン)や関係法令等に従い、適正に研究活動を行う必要があります。

データの保存・開示

研究者は研究データを**一定期間保存し、必要な場合に開示**しなければなりません。

予算の管理

研究費の管理にあたって、自らに配分された予算の管理責任者(予算管理者)として、**善良な管理者の注意をもって財務及び会計に関する事務を処理する義務**があります。

研究データの保存等に関するガイドライン



保存対象となるデータ

論文や報告等、研究成果結果発表のもととなった実験ノート、数値データ、画像、試料及び装置等(研究データ等)



研究データの管理者(主体)

研究データ等はそれらを生み出した研究者自身が責任をもって保存・管理(転出後等も定められた期間は同様)



保存方法

後日の利用・検証に堪えるよう適正な形で保存(作成者、作成日時及び属性等を整備し検索等が可能となるよう留意)

保存期間

実験ノート、数値データ、画像等、「資料」の保存期間



原則として、当該論文等の発表後 **10年間**

試料(実験試料、標本)や装置等、「もの」の保存期間



原則として、当該論文等の発表後 **5年間**

研究費の不正使用とは

研究費を故意もしくは重大な過失によって他の用途に使用することや、研究費の交付決定の内容やこれに付随する条件に違反して使用することは「研究費の不正使用」となります。



カラ発注、預け金書類の書き換え

納品がないにもかかわらず、大学に虚偽の書類(請求書等)を提出し、実態を伴わない物件費を支払わせる不正行為のこと。また、カラ発注でなくとも請求書等の品目等を書き換えることや、カラ発注でねん出した資金を業者に管理させることも不正行為となります。



カラ出張

出張に行っていないにもかかわらず、大学に虚偽の書類(出張報告書等)を提出し、実態を伴わない旅費を請求する不正行為のこと。また、実際には不要な旅費を請求すること(水増し請求)も不正行為となります。



カラ謝金

作業が行われていないにもかかわらず、大学に虚偽の書類(出勤簿等)を提出し、実態を伴わない謝金(賃金・給与)を支払わせる不正行為のこと。また、適正に支給されたものであっても、その全部又は一部を研究室等が回収する還流行為は、不適切な行為となります。

研究費の不正使用および不正受給に係る応募資格の制限(公的研究費の場合)

不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者で私的流用を行った場合



10年

不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者で私的流用以外の場合



1~5年

偽りその他不正な手段により不正受給した研究者及びそれに共謀した研究者



5年

不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者



上限2年

研究活動における不正行為とは

研究不正とは、研究倫理に反することです。中でも、①「ねつ造」、②「改ざん」、③「盗用」は研究を行う上で絶対にしてはいけない行為です。これら3つの行為を「特定不正行為」といいます。

特定不正行為

ねつ造

存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

例: 実際はインタビューしていない架空の人のアンケート回答を作る。

改ざん

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

例: ①仮説に合わせ、データの一部を削除する。
②画像を切り貼りして合成した画像を使用する。

盗用

他者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該者の了解又は適正な表示なく流用すること。

例: ①書籍・Web等で入手した文章を、適切参照・引用をせずにレポートを作成する。
②他人のアイデアを自分が考えたものとして発表する。

その他の不適切な行為

不適切なオーサーシップ

研究論文の著作リストにおいて、著者としての資格を有しない者を挙げる、又は著者としての資格を有する者を除外すること。

二重投稿

すでに発表された、あるいは他の学術誌に投稿中の論文と本質的に同一の内容の原稿をオリジナル論文として投稿すること。

その他

一つの研究を不必要に分割して出版する「サラム出版」、研究に貢献のなかった者を著者として記載する「ギフトオーサーシップ」、著者としての資格がありながら著者としてクレジットされていない「ゴースト・オーサーシップ」、又不正行為の証拠隠滅又は立証妨害をすることなど。

！ 注意すること

出典の明示

他人の研究成果を利用するときは、出典先を明示して読者が出典先をあたれるようにしなければなりません。出典を明示することなく、他人の研究成果を利用することは盗用になります。

オーサーシップ

論文の著者や共著者として記載するオーサーシップは、次の3条件を満たさなければなりません。

1. 研究の企画・構想、調査・実験に本質的な貢献、実験・観測データの取得や解析等、実質的に寄与
2. 論文草稿の執筆、論文の重要箇所への意見表明等、論文の完成に寄与
3. 論文の最終版を承認し、論文内容が説明できる

上記を満たさない者を著者として記載することは、不適切な行為です。

研究活動における不正使用に係る応募資格の制限(公的研究費の場合)

研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な場合	▶	10年
不正行為があった論文等の責任を負う著者で社会的影響が大きく、悪質度高い場合	▶	5~7年
不正行為のあった論文等の責任を負う著者で社会的影響が小さく、悪質度が小さい場合	▶	3~5年
不正行為に関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者	▶	2~3年

研究費の管理・運営等の取組に関する規程

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき、競争的資金等の運営・管理を適正に行うため、次のような規程及びガイドラインを整備しています。

愛知工科大学

愛知工科大学研究倫理規程
愛知工科大学研究助成金使用に関する取扱規程
愛知工科大学における研究活動の不正行為の防止に関する規程
愛知工科大学研究費の管理・監査に関する規程
研究活動上の行動規範
公的研究費における不正防止計画
研究データの保存等に関するガイドライン

ホームページ

愛知工科大学TOP
→ 大学案内
→ 情報公開
→ 研究費の管理・運営等の取組



愛知工科大学自動車短期大学

愛知工科大学自動車短期大学研究倫理規程
愛知工科大学自動車短期大学研究助成金使用に関する取扱規程
愛知工科大学自動車短期大学における研究活動の不正行為の防止に関する規程
愛知工科大学自動車短期大学研究費の管理・監査に関する規程
研究活動上の行動規範
公的研究費における不正防止計画
研究データの保存等に関するガイドライン

ホームページ

愛知工科大学自動車短期大学TOP
→ 大学案内
→ 情報公開
→ 研究費の管理・運営等の取組



研究費倫理 e ラーニング

本学で公的研究費に携わる者は、研究倫理プログラム「eL CoRE」を受講して修了証を提出する必要があります。

日本学術振興会 研究倫理 e ラーニング「eL CoRE」 <https://elcore.jsps.go.jp/top.aspx>

相談・申立等窓口

研究費の不正使用に関する通報窓口



庶務課

TEL. 0533-68-1304 (内線 2128)
FAX. 0533-68-0352 E-mail: shomu@aut.ac.jp

研究上の不正行為に関する告発窓口



庶務課

TEL. 0533-68-1304 (内線 2128)
FAX. 0533-68-0352 E-mail: shomu@aut.ac.jp

研究費の使用に関する相談窓口



会計課

TEL. 0533-68-1304 (内線 2121・2123)
FAX. 0533-68-0352 E-mail: kaikeika@aut.ac.jp